

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則  
○福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年六月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第五十五号

#### 福島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築基準法施行細則（昭和四十七年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「第十三条第一項各号」を「エレベーター（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十一条第二項に規定する性能検査を受けなければならぬもの及び一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。）、エスカレーター（一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。）並びに第十三条第一項各号」に、「建築設備にあつては」を「換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び防火設備にあつては」に改める。

第十二条第一項中「指定する」の下に「特定」を加え、「同一敷地内の」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	
（一）	（あ）
児童福祉施設等（定期報告を要しな	用途
地階若しくは三階以上の階を当該用	規模
	（い）

い通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号。以下この表において「告示」という。）第一項第四号に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物（告示第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる用途に供する建築物を除く。）を除く。）

途に供するもの（地階及び三階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ百平方メートル以下のものを除く。）又は当該用途に供する二階の部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの

（二） 下宿、共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）又は寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者向けグループホーム及び障害者グループホームを除く。）

三階以上の階を当該用途に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積が千平方メートル以上のもの

（三） 学校又は体育館（学校に付属するものに限る。）

三階以上の階を当該用途に供し、又は当該用途に供する部分の床面積が二千平方メートル以上のもの

（四） 事務所その他これに類するもの

その用途に供する部分の階数が五以上で、かつ、当該用途に供する部分の床面積が千平方メートルを超えるもの

第十二条第二項中「（ハ）の項」を「（イ）の項」に、「（九）の項」を「（四）の項」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 平成二十八年六月一日に現に存する建築物で、法第十二条第一項の規定により政令に定められ、又は特定行政庁に指定され、同日新たに定期報告対象となる建築物の定期の報告は、平成三十一年九月三十日を始期として、その後三年を経過する年ごとに、その年の九月三十日までに行わなければならない。

4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号。以下「告示」という。）第三の規定により適用しないこととする定期調査の項目は、第一項の表の（二）の項及び（四）の項に係る用途の建築物にあつては、告示第一別表一の部、四の部、五の部及び六の部（一）の項から（五）の項までとする。

第十三条の見出し及び同条第一項中「建築設備及び工作物」を「特定建築設備等」に

改め、同条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「前条」を「法第六条第一項第一号に掲げる建築物で政令第十六条に掲げるもの並びに前条」に改め、「掲げる建築物」の下に「(同表の(二)の項及び(四)の項に掲げるものを除く。)」を、「照明装置に限る。)」の下に「(以下「換気設備等」という。)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号を削り、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項の表に掲げる建築物に設けた防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。)

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号に規定する換気設備等で、平成二十八年六月一日に新たに指定されるものの定期の報告は、平成二十九年九月三十日を始期として、その後おおむね一年ごとに行わなければならない。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十八年国土交通省令第十号)附則第二条第四項において読み替えて適用される建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項に規定する特定行政庁が定める時期は、平成三十一年五月三十一日とする。

3 改正前の福島県建築基準法施行細則第十二条第一項の規定により指定されていた建築物で、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十二条第一項の規定により政令で指定されるものの定期の報告については、なお従前の例による。

(建築指導課)